

様式第十一号（第十七条関係）

（表 面）

第 号			
<u>特別児童扶養手当認定通知書</u>			
受給者氏名		受給者住所	
支給対象障害児の氏名	（ 1 級 ） （ 2 級 ）		（ 1 級 ） （ 2 級 ）
	（ 1 級 ） （ 2 級 ）		（ 1 級 ） （ 2 級 ）
	（ 1 級 ） （ 2 級 ）		（ 1 級 ） （ 2 級 ）
支給対象障害児数	（ 1 級 ） 人	支給手当 月 額	円
	（ 2 級 ） 人		
支給開始 年 月	令和 年 月分から	証書記号 番 号	第 号
備考			
<p>令和 年 月 日付けで請求のありました特別児童扶養手当については、上記のとおり認定しましたので通知します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知事 市長</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p style="text-align: center;">殿</p>			

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

（A列4番）

(裏 面)

注意

- 1 特別児童扶養手当認定通知書を受けた人には、特別児童扶養手当証書を市役所、区役所又は町村役場で交付しますから、できるだけ早く、この通知と印鑑を持参のうえ、市役所、区役所又は町村役場へとりに来て下さい。

なお、特別児童扶養手当はその証書と印鑑を支払郵便局へ持参することにより又は通常郵便貯金に振り替えてする預入により受けることになっています。

- 2 この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

- 3 この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県（政令指定都市の場合は市）を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。